

※この用紙は、現在お持ちの受給者証と一緒に保管してください。

令和 2 年 5 月  
山形県障がい福祉課

## 特定医療費（指定難病）受給者証の 有効期間が自動で 1 年延長されます

有効期間：（現在）令和 2 年 10 月 31 日

↓ 1 年延長

（延長後）令和 3 年 10 月 31 日

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置です。

◎令和 2 年度の更新手続きは必要ありません。

（このため、臨床調査個人票（診断書）の取得は必要ありません。）

◎山形県では、有効期間の延長に伴う新しい受給者証は発行しません。

◎現在お使いの令和 2 年 10 月 31 日有効期間満了の受給者証を、そのまま令和 3 年 10 月 31 日まで使用できます。

裏面も御覧ください

<申請事項に変更のあった方について>

下記に該当する方は、別途変更の手続きが必要ですので、お住まいの市町村を管轄する保健所までご連絡ください。

(※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、可能な限り、郵送による手続きをお願いいたします。)

- ①氏名、住所、加入している医療保険に変更があったとき
- ②平成30年から令和元年にかけて所得が大きく増減したとき
- ③治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったとき
- ④県外に転出するとき

【お問い合わせ先】

<b>村山保健所</b> 子ども家庭支援課 保健支援担当 〒990-0031 山形市十日町1-6-6 ☎023-627-1203	<b>最上保健所</b> 地域保健福祉課 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 ☎0233-29-1362
<b>置賜保健所</b> 子ども家庭支援課 保健支援担当 〒992-0012 米沢市金池7-1-50 ☎0238-22-3205	<b>庄内保健所</b> 子ども家庭支援課 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 ☎0235-66-5657

<山形県健康福祉部障がい福祉課>

☎023-630-3296